

松阪市清掃等業務委託履行評価要綱

令和2年2月4日
松阪市告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市が発注する業務委託の履行評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めることにより当該業務委託の履行状況を客観的に評価し、適正な履行の確保及び業務品質の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象となる業務委託契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 浄化槽保守点検・清掃業務
- (3) 貯水槽清掃業務
- (4) その他市長が必要と認めた業務

(評価者)

第3条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、当該業務の監督員とする。

(評価の対象となる契約の告知)

第4条 市長は、入札の告知をする際に、当該業務委託契約について評価を行う旨を告知しなければならない。

(改善指示)

第5条 評価者は、不適切な履行が発生した場合、別表第1に定める不適切区分に応じ、改善指示書（Ⅰ・Ⅱ）（第1号様式）により受託者に対して、指示するものとする。

2 評価者は、改善指示記録簿（第2号様式）を作成し、受託者に対して行った改善指示事項等を記録するものとする。

(改善報告書の提出等)

第6条 受託者は、前条第1項による書面により評価者が指示した事項について、前条第1項による書面を受理した日の翌日から起算して7日（末日が松阪市の休日定める条例（平成17年松阪市条例第2号）に定める休日（以下「市の休日」という。）にあたるときは、その翌日）以内に改善報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(評価の方法)

第7条 評価は、第5条第1項に定める改善指示の回数により評価付けするものとする。なお、評価の基準となる回数は別表第2のとおりとする。

(評価期間)

第8条 評価を行う期間は、契約締結日から履行期間の終了日までとする。

(評価結果の通知)

第9条 評価者は、評価期間終了後、速やかに受託者に対し履行評価結果通知書（第4号様式）により評価結果を通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評価者及び当該業務を所管する課（課に相当する組織を含む。以下「所管課」という。）の長は、第7条の評価の基準に基づき「参加制限措置」とすべき回数 of 改善指示書（I・II）による指示があったときは、速やかに松阪市入札及び契約審査会設置要領（平成17年松阪市告示第151号）に規定する松阪市入札及び契約審査会に報告したのち、受託者に対し履行評価結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（評価結果の報告）

第10条 評価者は、受託者に評価を通知した後、速やかに所管課の長等を経由し契約監理課長に対し履行評価報告書（第5号様式）により評価結果を報告しなければならない。

（評価の低い受託者の取扱い）

第11条 市長は、第9条の規定により当該業務の履行期間の途中で「参加制限措置」を受けた受託者については、決定した日の翌日から2箇月以内に当該業務委託契約を解除しなければならない。ただし、契約の解除によって市の事務事業の運営に著しく支障を及ぼすおそれがある場合は、解除を保留し、又は延期することができる。

- 2 市長は、第5条第1項の規定による書面を通知した場合、当該業務委託契約の減額変更の措置をとることができる。

（入札の参加制限）

第12条 市長は、第9条の規定による評価結果が「参加制限措置」となった受託者を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づき、3年以内の期間を定めて、第2条に掲げる業務種目が対象となる入札の参加を制限することができる。

（指名停止）

第13条 市長は、第11条により当該業務委託契約を解除となった受託者については、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年松阪市告示第150号）第4条に基づく措置を行うことができる。

（改善指示の説明）

第14条 第5条の規定による通知を受けた受託者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して7日（末日が市の休日にあたる場合は、その翌日）以内に改善指示説明請求書（第6号様式）により説明を求めることができる。

- 2 前項の請求があったときは、書面を受理した日の翌日から起算して7日（末日が市の休日にあたる場合は、その翌日）以内に改善指示説明回答書（第7号様式）により回答するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年5月12日告示第217号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	概要	事案の例	改善指示
不適切履行	不適切履行により、当該業務に支障をきたした。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃は実施しているが汚い ・仕様書及び業務計画書どおりに清掃をしていない。（一部不履行） ・業務責任者（代理含む）または現場作業責任者が業務内容を把握していない ・緊急時連絡体制が機能していない ・書類（清掃作業日報、変更届等）の提出がない ・市民等からの苦情 ・労務管理ができていない ・監督員の指示に従わない ・建物清掃において、業務責任者（代理含む）が作業時に常駐していない 	改善指示書Ⅰ
重大な不適切履行	不適切履行により、当該業務に重大な支障をきたした。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃が実施されない ・松阪市に重大な損害が発生した ・労働基準法、最低賃金法その他関係法令に違反した ・建物清掃において、清掃作業時間内における突発的な汚損等の緊急を要する清掃の対応ができない 	改善指示書Ⅱ

別表第2（第7条関係）

区分	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ
改善指示なし	0回	0回
やや改善指示	1～2回	
改善指示	3～4回	1回
参加制限措置	5回以上	2回以上

※改善指示書Ⅰを4回かつ改善指示書Ⅱを1回の場合は「参加制限措置」とする。

※改善指示書Ⅰと改善指示書Ⅱで評価が異なる場合は、評価の低い方を当該業務委託契約の評価とする。

様

松阪市長

改善指示書（Ⅰ・Ⅱ）

下記事項について、松阪市清掃等業務委託履行評価要綱第5条第1項に基づき改善するよう指示します。回答期限までに指摘事項に対し、改善措置を講じるとともに、改善内容を書面にて報告してください。

1. 契約内容

契約名	
契約番号	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

2. 指摘事項

No.	指示内容

3. 回答期限

年 月 日

4. 回答方法

「改善報告書」にて報告してください。

5. 監督員

所属・氏名・電話番号

改善指示記録簿

契 約 名			
契約業者名			
契 約 番 号		担当課	

改善指示書 I

No.	年月日	改善指示事項等
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	

改善指示書 II

No.	年月日	改善指示事項等
1	年 月 日	
2	年 月 日	

(宛先) 松阪市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

改善報告書

契約名	
契約番号	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記契約の履行に対し、改善指示があった内容については、下記のとおり改善しましたので報告します。

No.	指示内容	改善内容

報告者（役職・氏名）

- (注) 1. 上記様式に収まらない場合は、別紙により作成し、添付してください。
2. 業務の不履行及び粗雑履行が発生した場合は、競争入札への参加制限、また、契約書に基づき、契約の解除、違約金の発生及び損害賠償請求を行うことがあります。

※以下は記入しないでください。

改善確認

--

確認者（監督員）（役職・氏名）

様

松阪市長

履行評価結果通知書

標記のことについて、下記のとおり通知します。

記

契約名		
評価時期	評価期間終了時・臨時	
改善指示	改善指示書Ⅰ	回
	改善指示書Ⅱ	回

履行評価結果	改善指示なし	やや改善指示	改善指示	参加制限措置

評価が「参加制限措置」の場合は、今後の「建物清掃業務」「浄化槽保守点検・清掃業務」「貯水槽清掃業務」「その他市長が必要と認めた業務」の入札への参加が制限されます。

松阪市清掃等業務委託履行評価要綱 別表2

区分	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ
改善指示なし	0回	0回
やや改善指示	1～2回	
改善指示	3～4回	1回
参加制限措置	5回以上	2回以上

※改善指示書Ⅰを4回かつ改善指示書Ⅱを1回の場合は「参加制限措置」とする。

※改善指示書Ⅰと改善指示書Ⅱで評価が異なる場合は、評価の低い方を当該業務委託契約の評価とする。

（宛先） 契約監理課長

監督員

⑩

履行評価報告書

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

- 履行期間が終了し、別紙のとおり請負業者に通知したので、報告します。

- 次の業務について履行評価が「参加制限措置」に達し、別紙のとおり請負業者に通知したので、報告します。

対象業務

（宛先）松阪市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

⑩

改善指示説明請求書

松阪市清掃等業務委託履行評価要綱第14条の規定により、次のとおり説明を請求します。

記

契約名	
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
説明請求の内容	

様

松阪市長

改善指示説明回答書

貴社が受託した下記の業務委託について、松阪市清掃等業務委託履行評価要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

契約名	
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
説明請求に対する回答	